

春日井市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市が発注する建設工事等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定により資格を定めて行う制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札の対象となる案件(以下「対象案件」という。)は、別表左欄に掲げる案件の区分に応じ、同表右欄に定める設計金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上のものとする。ただし、特殊な技術力を必要とする等特別の理由がある案件は、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第3条 一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 春日井市入札参加資格者名簿に登録されている者で、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の書類の提出日から対象案件の落札決定までの間、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 申請書の書類の提出日から対象案件の落札決定までの間、春日井市から「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月13日春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものであること。
- (5) 対象案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象案件の業種について許可を受け、かつ、営んでいる者であること。

- (7) 春日井市における入札参加資格の認定において、対象案件の業種に関し、認定された数値が一定の数値以上である者であること。
 - (8) 対象案件に配置を予定する技術者が適正である者であること。
 - (9) 対象案件と同種の案件について、施工又は完了実績を有する者であること。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める者であること。
- 2 前項第7号から第10号までに規定する要件の基準については、対象案件ごとに春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて市長が定める。

（設計図書の閲覧及び配布）

第4条 市長は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第5条第1項の規定により公示したときは、指定する場所において対象案件に係る設計図書を閲覧に付するとともに、次条の申請書を提出する者のうち、当該設計図書を希望するものに対して有償により配布することができる。この場合において、対象案件に係る設計図書の配布を希望する者は、次条の申請書提出時にその旨を書面で申し出るものとする。

（資格確認申請書）

第5条 一般競争入札に参加することを希望する者は、申請書を所定の期日までに提出しなければならない。ただし、市長が入札後に参加資格確認することを認める案件については、春日井市事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱（平成19年6月1日施行）によるものとする。

（資格の確認等）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、委員会に諮り、その資格を確認するものとする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、申請書を提出した者に対して説明を求めることができる。

（確認通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定により資格を確認したときは、その結果を制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第2号様式。以下「結果通知書」という。）により当該申請者に対して通知する。

- 2 前項の場合において、入札参加資格がないと確認した者に対しては、結果通知書にその理由を付する。

（無資格者への理由説明）

第8条 前条の規定により入札参加資格がない旨を通知された者は、無資格理由に不服がある場合は、指定の日までに書面により説明を求めることができる。

- 2 前項の書面が提出されたときは、市長は、速やかに委員会に諮り書面で回答する。

3 市長は、第1項の説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前項の回答に併せて、前条の規定による通知を取り消し、入札参加資格のある旨の通知を行う。

(入札の執行)

第9条 入札に参加する者は、春日井市入札者心得書の入札書及び第7条第1項に規定する結果通知書を持参しなければならない。

2 入札執行者は、入札に参加する者が1人であっても、原則として入札を執行する。

3 入札の執行回数は、予定価格を事前公表する対象案件は1回、公表しない対象案件は3回を限度とする。

4 入札執行者は、予定価格を事前公表した案件の入札に際し、入札参加者に対して、入札書に記載される入札金額に対応する工事費(委託費)内訳書を提出させるものとする。この場合において、当該内訳書を提出しない入札は、無効とする。

(秘密の保持)

第10条 第5条の規定により提出された申請書及びその添付書類は、返還しない。

(共同企業体の特例)

第11条 対象案件のうち、春日井市共同企業体取扱要綱(平成7年4月1日施行)の対象となるものは、この要綱で定めるもののほか、春日井市共同企業体取扱要綱を適用する。

(電子入札の特例)

第12条 対象案件のうち、電子入札システムを用いて入札を行うものについては、春日井市建設工事等に係る電子入札実施要領(平成19年6月1日施行)を適用する。

(雑則)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

案 件	設 計 金 額
土木工事、建築工事、電気工事、 管工事、ほ装工事、塗装工事、 造園工事、水道工事	30,000,000円
市長が別に定める案件	市長が別に定める金額